

○規制地域の指定について
(悪臭防止法第3条)

釜石市は、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、悪臭原因物の排出について規制地域及び規制基準を定めています。

指定地域(悪臭規制地域)の区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分に従っています。

釜石市都市計画図については、釜石市ホームページ内に掲載してありますのでそちらをご覧ください。
(当ページにも都市計画図へのリンクを設置しています)

○規制地域及び規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における規制基準

規制地域の区分	用途地域の区分	臭気指数
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	12
第2種区域	工業地域、工業専用地域	15

(2) 法第4条第2項第2号に規定する気体排出施設の排出口における規制基準

(1) に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(3) 法第4条第2項第3号に規定する事業場の敷地外における排出水の規制基準

(1) に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。